○厚生労働省告示第百六十三号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項及び附則第五条の二の二十二第二項の規定に基づき、平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十六年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。ただし、省令附則第五条の二の六第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値の項の規定は、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一五〇五六〇〇八
省令第十五条において準用する省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一四三七三八〇〇
省令附則第五条の二の六第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一五〇四四八九四

○厚生労働省告示第百六十四号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）の規定に基づき、平成二十八年度における健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第四条の規定により読み替えられた老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令第十八条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

区分	率又は額
健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第四条の規定により読み替えられた健康保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十八年改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正省令第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第四条に規定する算定率	○・〇三八一四〇
改正省令附則第四条の規定により読み替えられた算定省令第十一条において準用する算定省令第九条第三項に規定する実績補正係数	一・一一四九一
改正省令附則第四条の規定により読み替えられた算定省令第十六条第一項に規定する額	一円十銭
健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年改正法第七条の規定による改正前の老人保健法第五十六条第四項に規定する実績負担調整加算率	○

○厚生労働省告示第百六十五号

介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四条の規定に基づき、平成二十六年度における老人保健施設療養費等確定率を次のように公示する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六条第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は、〇・〇〇〇七五〇五四九九一八とする。

○厚生労働省告示第百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第六号）の施行に伴い、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）及び食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次のように改正する。

別表第7の1の注15中「基準該当生活介護」の下に「第10の1の注3の(2)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは第11の1の注5の(2)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）」を削る。

別表第10の1の注3を次のように改める。

3　ハについては、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(1)　指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が基準該当自立訓練（機能訓練）（同条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（以下「基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。

(2)　指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定による基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。